

入札後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に関する特記事項

- (1) この公告の業務の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（平成17年9月12日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札システムにより難しい者は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- (2) この公告の業務においては、入札者がいないときに限り、入札を中止するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る入札に参加する資格を有すると認められた者。（入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると見込まれる場合を含む。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱（平成12年2月23日制定）又は、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (6) 愛媛県内に本店を有する者であること。

- (7) 開札日から起算して過去15年間に、入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下、「個別事項」という。）の表中「業務の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす工事又は業務の実績を有する者であること。

ただし、工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了した1件工事（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）又は、契約書等で実績が確認できる工事であること。

- (8) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

- (1) この公告の業務の入札に参加を希望する者は、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、次の申請書類をこの業務を発注する契約担当者に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

- (3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

(1)の申請書類は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札説明書に定めるところにより、アの期間内の受付時間中（愛媛県の休日をも定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の

日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までをいう。以下同じ。) に 8 (5) に掲げる場所へ、(1) の申請書類を持参又は郵送等 (書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。) により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 事前確認の日時

個別事項の表中「事前確認の日時」に掲げる日時

(5) 事前確認の方法

事前確認は、(3)アの期間内に(1)の申請書類が提出されているかどうかを確認する。

(6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札できない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

愛媛県入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/e60100/e-bid-nyuusatsu/index.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、個別事項の表中「設計書等の貸与期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に提出すること。質問事項を記載した書面は、電子メール、持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、入札情報公開システムにより公表する。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(3) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札説明書に定めるところにより、(1)の期間内の受付時間中に8(5)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、FAX、電子メール又は持参により、8(5)に掲げる場所へ原則として開札執行の当日に速やかに提出すること。提出がなかった場合は、規則第139条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

ア 2(7)の工事又は業務実績を証する書類

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

(2) 最低価格入札者から提出された3(1)の申請書類及び(1)の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最低価格入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前に電子くじにより最低価格入札者として審査を行う順位を決定する。最低価格入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで

同様の手続を行う。

(3) (2)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者（3(1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。）が行った入札については、規則第139条の規定に基づき入札を無効とする。

(4) 落札者の決定は、原則として、個別事項の表中「落札者の決定の期限」に掲げる期限までに行う。

(5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

7 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 3(6)又は6(3)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに8(5)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、業務委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、6(2)に掲げる審査の結果、規則第154条の規定に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効等

3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書、運用基準及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(6) その他

詳細は、入札説明書による。